

次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、次期県立学校ネットワークの構築に向けた概念設計及び調達仕様書の策定を行うため、本実施要領に基づいて公募型プロポーザル方式により、優先交渉者（契約候補者）を選定します。

2 事業者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 群馬県教育委員会

イ 事務局 群馬県教育委員会管理課

住 所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話 027-226-4547

メールアドレス kkzaimu@pref.gunma.lg.jp

(2) 次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務に係る選定委員会

本事業の選定は、委員（以下、「選定委員」という。）により構成する次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務に係る選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

(3) 選定方式

本事業の選定は、公募型プロポーザル方式で行い、最優秀者を選定します。

審査内容
①企画提案書【任意様式】…提案書評価基準表（別記）の番号順に作成すること。
②提案書評価基準表（別記）…企画提案書の該当ページを記入すること。
③実施体制【様式3】
④業務実績【様式4】
⑤見積書【任意様式】
⑥プレゼンテーション動画

(4) 主なスケジュール（予定）

募集の公告	令和8年2月20日（金）
質問書提出期限	令和8年3月 2日（月）
参加申請書等の提出期限	令和8年3月 9日（月）
提案書等の提出期限	令和8年3月16日（月）
選定結果の通知	令和8年3月30日（月）

3 応募資格

応募資格を有する者は、参加申請書の提出期限日において、次に掲げる（１）～（７）の要件全てに該当する者とし、また、共同事業体の場合は、（１）～（６）は全ての構成員が充足することとし、（７）は全構成員で充足すれば足りるものとし、

- （１）単体又は２者以上の共同事業体であること。共同事業体については、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、共同事業体を結成していることを証する協定書等の写しを添付すること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３）公告日以前３箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- （４）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （５）群馬県暴力団排除条例（平成２２年群馬県条例第５１号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （６）本社及び営業所において、国税、都道府県民税が完納されていること。
- （７）本業務の調達仕様書に定める条件を満たす者であること。

4 審査に係る手続等

- （１）本実施要領及び参加申請書等の様式の交付

以下のとおり、群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp>) からダウンロードしてください。

- （２）質疑応答

以下のとおりフォームから提出してください。

- ア 提出フォームURL

<https://logoform.jp/form/9cfD/1439748>

- イ 質問提出期限

令和８年３月２日午後５時まで

- ウ 質問回答期限

令和８年３月５日までに群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp>) より公開する。

- エ その他

質問への回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

- （３）参加申請書等

以下のとおり、アの書類を作成のうえ、イのフォームから提出してください。

ア 参加申請書等の提出書類

- ・参加申請書【様式1】
- ・共同事業体構成書【様式1-2】（該当する場合のみ提出）
- ・共同事業体協定書【様式1-3】（該当する場合のみ提出）
- ・事業者概要【様式2】
- ・課税（免税）事業者届出書【様式7】

イ 提出フォームURL

<https://logoform.jp/form/9cfD/1439755>

ウ 参加申請書の提出期限

令和8年3月9日午後5時まで

(4) 応募資格審査

参加申請書等の提出が行われた場合、応募資格を備えているか審査を行います。資格審査の結果は、令和8年3月11日までに事務局から電子メールで通知します。

(5) 提案書等

以下のとおり、アの書類を作成のうえ、①～⑤はイのフォームから提出し、⑥はメールやオンラインサービス等を使用し、事務局（kkzaimu@pref.gunma.lg.jp）あてに送付してください。なお、①～⑤はパワーポイント、Word、Excel又はPDF形式とし、⑥はMP4形式とします。

ア 提案書等の提出書類

- ①企画提案書【任意様式】…提案書評価基準表（別記）の番号順に作成すること。
- ②提案書評価基準表（別記）…企画提案書の該当ページを記入すること。
- ③実施体制【様式3】
- ④業務実績【様式4】
- ⑤見積書【任意様式】
- ⑥プレゼンテーション動画（作成方法は、「(6) プレゼンテーション動画」のとおり）

イ 提出フォームURL

<https://logoform.jp/form/9cfD/1439775>

ウ 提案書等の提出期限

令和8年3月16日午後5時まで

(6) プレゼンテーション動画

ア 日程

適宜、録画を行い提出すること。

イ 所要時間

20分程度

ウ 留意事項

提出書類及びプレゼンテーションに対する質疑応答についても対応すること。なお、質疑については、原則メールで行うものとする。

(7) 審査会

選定委員が応募者から提出された提案書やプレゼンテーション動画を確認し、価格面や機能面等の評価を行います。

(8) 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員対し、電子メールにより通知します（令和8年3月30日を予定）。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 委託する業務内容等

(1) 業務名

次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務（以下、「委託業務」という。）

(2) 業務の内容

ア 次期県立学校ネットワークの構築に向けた概念設計及び調達仕様書の策定を行います。

イ 契約に際しては、業務の詳細について発注者と双方で確認を行います。

(3) 業務委託料の限度額

35,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 業務委託の契約等

ア 審査会で選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、各団体が個別に契約締結協議を行います。

イ 提案書等の提出者が1者となった場合は、選定の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とします。

ウ 最優秀者が本事業者選定以後に「6 その他（1）失格事項」に該当すると認められた場合、発注者と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行います。

エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は「6 その他（1）失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

オ 本事業者選定以後、契約候補者が、「実施体制（様式3）」に記載する「再委託等」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ発注者から再委託承認を得る必要があります。この場合、発注者は、契約候補者を通して、再委託先事業者と守秘義務に関する覚書を締結するものとします。

カ 本業務の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者や共同事業者の場合の構成事業者との連絡調整の窓口となるものとします。また、本委託業務完了までの間、発注者が認める場合を除き、交代することは認めません。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 参加申請書等及び提案書等に虚偽の記入をした者
- イ 見積価額が、「5 (3) 業務委託料の限度額」を上回る者
- ウ 参加申請書の提出期限日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者又は参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者
- エ 参加申請書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- オ 提案書等を複数案提出した者
- カ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者
- キ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- ク 仕様書の要件を満たしていない者
- ケ その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 提案書等の取扱

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は、原則として認めません。
- イ 提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。
- エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退

「参加申請書」を受理された後、審査会までに参加を辞退する場合は、令和8年3月16日までに辞退届（単独企業の場合は様式5、共同事業体の場合は様式6）を群馬県教育委員会管理課あて提出すること。なお、郵送で提出する場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、封筒に「次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務に係る公募型プロポーザル辞退届」と朱書きすること。

(4) 費用負担

提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(6) 年度開始前準備行為

令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、当該公募型プロポーザルについて停止等を行うことがあります。また、当該公募型プロポーザルによる優先交渉者の選定の効果は、令和8年度予算発効時において効力が生じます。